

成城学園ハラスメント防止宣言およびガイドライン

平成11年10月1日 制 定

平成20年3月21日 一部改定

平成21年12月11日 改 正

成城学園ハラスメント防止宣言

成城学園は、すべての児童・生徒・学生・教職員およびその他の関係者が個人として尊重され、お互いの信頼のもとで良好な教育・研究・就労・就学その他の活動ができる環境を維持し発展させていくことが重要であると考えます。

そのために、いわゆるハラスメントを防止するために万全の措置を講ずるとともに、学園関係者に対しては、その必要性を周知徹底することに努め、万一、ハラスメントによる被害が発生したときには、個人の尊厳と人権を擁護するために、速やかに適切な対応と措置を執ることを、ここに宣言します。

成城学園ハラスメント防止ガイドライン

成城学園は、成城学園ハラスメント防止宣言に基づき、成城学園ハラスメント防止ガイドラインを次のとおり定めます。

1. 定義

(1) ハラスメント (Harassment) とは

嫌がらせ、いじめ、苦しませること、悩ませることなどの意味で、対人関係の場において、不適切な言動により、個人の人格や尊厳を傷つけたり、不利益を被らせること、不快感を持たせることなどをいいます。また、その言動が意図したものが否かを問わず、相手が不快に感じ人格や尊厳を傷つけられたと感ずれば、それがハラスメントとなることを理解し留意する必要があります。

(2) 主なハラスメントの態様

① セクシュアル・ハラスメント

本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、尊厳を傷つけられたと感ずるような性的発言や行動をいいます。セクシュアル・ハラスメントには、態様によっておおむね次の3タイプのものであります。

- i. **地位利用型**：先輩と後輩、教員と学生・生徒・児童、上司と部下といった力関係を利用して、性的な誘いかけや、不快な言動を行うケース
- ii. **対価型**：性的な誘いかけを受けるか受けないかによって、相手に利益や不利益を与える、あるいは与えようとするケース
- iii. **環境型**：わいせつな写真や画像を提示して、職場や教育環境を悪化させるケース

② アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において優位な地位や立場にある者が、その地位や立場を利用して学生・生徒に対して不適切な言動や指導を行うことで、学習研究意欲を阻害したり、学習研究環境を悪化させることをいいます。

③ パワー・ハラスメント

地位や職務上の権限において上位にある者が、そのことを背景に人権を侵害するような発言や行動によって、相手（下位にある者）に精神的な苦痛を与えることをいいます。

2. ガイドラインの対象と適用の範囲

このガイドラインは、成城学園のすべての児童・生徒・学生・教職員およびその他の関係者に適用されます。

また、学園外で生じたハラスメントであっても、実質的に成城学園との関連性があれば、このガイドラインおよびガイドラインに基づいて制定される諸規則の規定が適用されます。

3. ハラスメントの相談

(1) ハラスメントの相談員

各学校（法人事務局を含む。以下同じ）は、大学学長、校長、幼稚園園長および法人事務局長が委嘱する相談員をおきます。

（２）ハラスメントの相談先

ハラスメントによる被害を受けたと思われるときは、速やかに上記の相談員に相談するようにしてください。相談先は、自分が所属する学校や部局の相談員に限らず、自分が最も相談しやすい相談員に相談してください。

（３）相談員の公表

各学校の相談員は、成城学園報およびその他の媒体で公表します。

４．秘密厳守の原則と相談者への不利益への対処

相談員は、ことの性質に鑑み、ハラスメントの相談事項については、当然に秘密厳守の責を負うものです。万一、相談事項について、当事者および関係者以外の第三者に漏えいした場合は、就業規則等に基づき処分の対象となることがあります。

また、ハラスメント被害についての訴えや相談について、相談者が不利益を被ることはないよう対処します。

５．ハラスメント防止委員会の設置（構成と役割）

成城学園と各学校は、成城学園ハラスメント防止宣言およびガイドライン 2. から 4. までに基づき、それぞれに防止委員会を設置します。

ハラスメント防止委員会は、ハラスメントを防止するための広報活動や研修を行うこと、ならびにハラスメントが発生したときの調査活動および適切な措置を執るなどの役割を担います。

（１）成城学園ハラスメント防止委員会の構成と役割

① 構成

- i. 委員長 学園長
- ii. 委員 大学学長、校長、幼稚園園長、学部長、法人事務局長、法人事務局総務部長
- iii. 事務局 法人事務局総務部人事課

② 役割

- i. 成城学園全体のハラスメント防止のための広報活動に関する事

項

- ii. 成城学園全体のハラスメント防止のための研修に関する事項
- iii. 複数の学校間に関わるハラスメントが発生したときの調査および処分に関する事項

(2) 各学校のハラスメント防止委員会

① 構成

- i. 委員長 原則として大学学長、校長、幼稚園園長および法人事務局長が務めるものとします。
- ii. 委員 各学校の相談員を中心に、大学学長、校長、幼稚園園長および法人事務局長が委嘱する者とします。

② 役割

- i. 各学校のハラスメント防止のための広報活動に関する事項
- ii. 各学校のハラスメント防止のための研修に関する事項
- iii. 各学校にハラスメントが発生したときの調査および処分に関する事項

6. ハラスメント防止委員会規則

成城学園および各学校は、成城学園ハラスメント防止宣言およびガイドライン2.から5.までに基づき、ハラスメントの防止およびハラスメントが発生したときの措置について適正に対処するために、ハラスメント防止委員会規則を制定します。

附 則

この規程は、平成20年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月11日から施行する。

以上